

ごみ処理施設に関する 住民説明会資料



と き：令和3年8月16日（月）
午後7時～

ところ：伊勢市立小俣図書館
2階 ホール

伊勢広域環境組合

1

A4サイズの伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備基本計画概要版（案）はお持ちでしょうか？お持ちでない方は事務局までお申し付けください。本日の説明会は、この資料に沿って計画の主な箇所について説明いたします。

なお、前面のスクリーンでは概要版における説明箇所を映しております。説明はお手元の概要版資料を見ていただき、スクリーンは説明箇所を確認する時にご利用ください。

1. 施設整備の基本方針

(1) 基本計画の目的

p1

伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）のごみ処理施設は、老朽化・損傷が進んでおり、早急に施設の更新について検討しなければならない時期に達しています。将来にわたり安全かつ安定的なごみ処理体制を継続し、効率的で地域に貢献できる施設を整備するため、ごみ処理施設整備基本計画を策定しました。

(2) 経過

p1、基本構想

・昭和50年度	可燃ごみ処理施設供用開始
・平成4～7年度	焼却炉の更新
・平成19～23年度	焼却炉主要設備の取替
・平成28～37年度（令和7年度）	ごみ処理施設長期包括運営管理業務委託
・平成29～30年度	ごみ処理施設基本構想策定委員会による検討
・令和元～3年度	ごみ処理施設基本計画策定委員会による検討

(3) 基本コンセプト

p2

～ごみ処理施設整備の基本コンセプト～

安全・安心を確保しつつ、循環型社会の形成と廃棄物エネルギーの有効利用にも配慮した、地域に親しまれる施設とします。

それでは1ページ下段のあたりをご覧ください。

1. 施設整備の基本方針(1)基本計画の目的について説明します。

現在のごみ処理施設は老朽化、損傷が進んでいることから、将来にわたり安全かつ安定的なごみ処理体制を継続し、効率的で地域に貢献できる施設を新たに整備するため基本計画を策定します。

次に(2)経過について説明します。

昭和50年度から供用を開始しており、46年が経過しています。今のごみ処理施設は平成4年度から7年度に更新工事、平成19年から23年度に主要設備の取替を行っておりますが、ごみピットを含む建築物の一部は昭和50年当時のものを使用しており、老朽化が進んでいます。

新施設の検討については平成29年度から2か年で基本構想策定委員会が基本構想を策定し、また、令和元年度からは基本計画策定委員会が基本計画の検討を進めています。

次に(3)基本コンセプトについて説明します。

ごみ処理施設整備の基本コンセプトは「安全・安心を確保しつつ、循環型社会の形成と、廃棄物エネルギーの有効利用にも配慮した、地域に親しまれる施設とします」です。次に2ページ上段の(4)をご覧ください。

(4) 基本方針

基本方針	内 容	関連する SDGs※
基本方針 1 1 安全・安心	○安全・安心に配慮した施設 事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、住民が安心して生活できる施設の整備を目指します。	3 持続可能な 経済と成長 
基本方針 2 2 安定処理	○構成市町で発生する一般廃棄物を安定的に処理できる施設 構成市町で日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指します。	12 つくる責任 つかう責任 
基本方針 3 3 経済性	○経済性・効率性に優れた施設 施設整備における競争性を確保するとともに、施設整備費と維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を図った施設とします。	8 働きがい 経済成長 
基本方針 4 4 資源とエネルギー	○資源とエネルギーを高効率に回収し有効利用を図ることが可能な施設 効率的な資源回収と最終処分量の低減を図り、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指します。	7 経済活動に必要 なエネルギー 

(4)基本方針について説明します。

基本方針では8つの基本方針を定めています。

- ・安全安心に配慮した施設
- ・構成市町で発生する一般廃棄物を安定的に処理できる施設
- ・経済性・効率性に優れた施設
- ・資源とエネルギーを高効率に回収し有効利用を図ることが可能な施設

基本方針 5 5 CO₂排出量低減	○処理に伴う二酸化炭素等の排出量の低減が図られた環境に優しい施設 処理プロセスによる温室効果ガスを可能な限り低減するシステムの構築および省エネルギーシステム、余熱利用計画等による地球温暖化の防止を図ります。	13 気候変動に 具体的な対策を 
基本方針 6 6 親しまれる	○地域に開かれ親しまれる施設 環境啓発や情報発信のための施設見学対応に加え、3R 啓発のための機能などの施設も広く住民に開放し、周辺の景観との調和にも配慮することで、訪れた人が憩える、住民に広く親しまれる施設とします。	4 学びの場づくりを みんなに 
基本方針 7 7 地域社会に貢献	○地域社会に貢献できる施設 施設整備期間および施設の運営期間において、地域の企業や人材の育成、資源・エネルギーの地産地消等、地域に貢献できる施設の整備を目指します。	9 産業と観光振興の 基盤をつくる 
基本方針 8 8 災害に強い	○災害に強く災害時においても地域に貢献できる施設 耐震化、浸水対策等の災害対策を講じ、大規模災害時の早期復旧・継続的な処理が行えることを目指した施設とするとともに、災害時のエネルギー供給や避難所等防災拠点の機能を備えることについても検討します。	11 暮らしに役立つ まちづくりを 

- ・処理に伴う二酸化炭素等の排出量の低減が図られた環境に優しい施設
 - ・地域に開かれ親しまれる施設
 - ・地域社会に貢献できる施設
 - ・災害に強く災害時においても地域に貢献できる施設
- 以上8つの方針を定めています。

次に3ページ下段の 2)をご覧ください。

2) 本基本計画の対象施設及び処理対象物

📄 p8

対象施設	処理対象物
エネルギー回収施設※ ¹	・可燃ごみ ・マテリアルリサイクル推進施設で生成される破碎可燃物 ・マテリアルリサイクル推進施設で生成される選別可燃物
マテリアルリサイクル推進施設※ ²	・粗大ごみ ・缶・金属類（スプレー缶含む） ・小型家電 ・資源びん ・ガラス・くずびん類 ・陶磁器類 ・乾電池 ・蛍光管 ・ペットボトル ・プラスチック製容器包装

※1：ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを、発電や熱（温水、蒸気）として回収する施設のことをいう。

※2：廃棄物を材料・原料として利用するために、廃棄物の破碎、選別、圧縮等を行うことにより、リサイクルを進めるための施設のことをいう。

2.全体計画 2)本基本計画の対象施設及び処理対象物について説明します。

新施設ではごみを燃やして発生した熱エネルギーを発電や熱として利用するエネルギー回収施設と、ごみをリサイクルして利用するために破碎、選別、圧縮等の処理を行うマテリアルリサイクル推進施設を整備します。この表はそれぞれの施設について処理対象となるごみの種類を記載しています。

新施設における処理対象物は現施設と同様になります。

次に4ページ上段 3)をご覧ください。

3) 計画ごみ処理量

p9, 10、基本構想

対象施設	処理対象物	既存施設※1	基本構想	新施設※2
エネルギー 回収施設	可燃ごみ、マテリアルリサイクル推進施設 で生成される破砕可燃物及び選別可燃物	55,296 t/年	51,463 t/年	50,875 t/年
マテリアル リサイクル 推進施設	粗大ごみ、缶・金属類、小型家電	3,366 t/年	2,487 t/年	3,077 t/年
	資源びん	1,336 t/年	1,275 t/年	1,194 t/年
	ガラス・くずびん類、陶磁器類	690 t/年	533 t/年	632 t/年
	乾電池	58 t/年	51 t/年	50 t/年
	蛍光管	33 t/年	30 t/年	31 t/年
	ペットボトル	441 t/年	329 t/年	392 t/年
	プラスチック製容器包装	1,309 t/年	1,280 t/年	1,226 t/年

※1：令和元年度の実績

※2：新施設の稼働開始予定年度である令和9年度の対象施設別の計画ごみ処理量

3) 計画ごみ処理量について説明します。

計画ごみ処理量とは新施設で処理する一年間のごみの予測量です。

エネルギー回収施設では年間で50,875tの処理を想定しています。

マテリアルリサイクル推進施設でもそれぞれのごみについて、表のとおり
の処理量を想定しています。

次に4ページ下段(2)の1)をご覧ください。

(2) 立地条件等の整理

1) 建設候補地

三重県伊勢市西豊浜町 597 番地 1 他

面積：約 3.5ha （※建設候補地面積約 3.7ha から道路の新設、拡幅部分を除きます。）



(2)立地条件等の整理 1)建設候補地について説明します。
建設候補地は赤い線で囲った現施設の東側約3.5haが建設候補地です。

次に5ページ中段の(3)をご覧ください。

(3) 環境保全計画

1 安全・安心

2 安定処理

👉 p41

項 目		法規制値等		新施設の 公害防止基準
		既存施設	新施設	
排ガス	ばいじん (g/m ³ N)	0.08	0.04	0.01
	塩化水素 (ppm)	430	430	30
	硫黄酸化物 (ppm) ※	K値規制 K値=17.5	K値規制 K値=17.5	20
	窒素酸化物 (ppm)	250	250	50
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	1.0	0.1	0.05
	水銀 (μg/m ³ N)	50	30	30
焼却灰	熱しゃく減量 (%)	10.0	10.0	5.0
焼却灰及び飛灰		廃棄物処理法で定める基準値		

(3)環境保全計画について説明します。

環境保全計画は新ごみ処理施設から排出される排ガスなどについて、周辺環境に影響を与えないよう設定する基準値を示した計画です。

エネルギー回収施設から排出される排ガスや焼却灰については、既存の施設よりも厳しい法規制値により運転することが必要となります。また新施設では法規制値よりもさらに厳しい基準を独自に設けて運転を行います。

この新施設の公害防止基準は三重県下でも一番厳しい基準を設けて運転する計画となっております。

次に6ページ上段(4)をご覧ください。

(4) エネルギー利用計画 **3 経済性** **5 CO₂排出量低減** **4 資源とエネルギー**

1) 売電の基本方針

📄 p49

- ・「場内エネルギー利用」や「場外エネルギー利用」を経た発電余剰分の電力は、電力会社へ売却します。
- ・売却方法については、事業期間を通して売電収入が可能な限り多くなるように売却先を検討し、施設の運営開始までに売却先を決定するものとします。

2) 場外エネルギー供給方針

📄 p47

施設管理者	熱導管供給	電力供給
組 合	供給しません（最も近いし尿処理場でも1.5km 以上離れるため）。	自営線による供給はしません。間接供給は、売電との経済性等を比較し検討します。
市 町	1km 以内の施設からの要望があった場合に対応します（供給先の状況に応じて検討）。	要望等を踏まえて検討します。
民 間		供給しません（売電となります）。

(4)エネルギー計画、1)売電の基本方針について説明します。

新施設ではごみを焼却することで発生した熱を蒸気、温水や電力として利用することができるようになります。

発電した電力は場内の照明、空調等に利用し、また、現時点では予定はありませんが、場外へのエネルギーを供給することもできます。場内で利用し、場外へ供給し、残った電力については電力会社へ売却することとします。

なお、売却先は施設の運営開始までに検討します。

次に2)場外エネルギー供給方針について説明します。

場外へエネルギーを供給する方法としては、熱導管をとおして、温水や蒸気を供給する方法と、電力として供給する方法があります。供給先ごとに、条件や供給形態が違いますので、表にまとめてあります。

組合の別施設にエネルギーを供給する場合は既存の電線を使って電力を供給する方法を検討します。

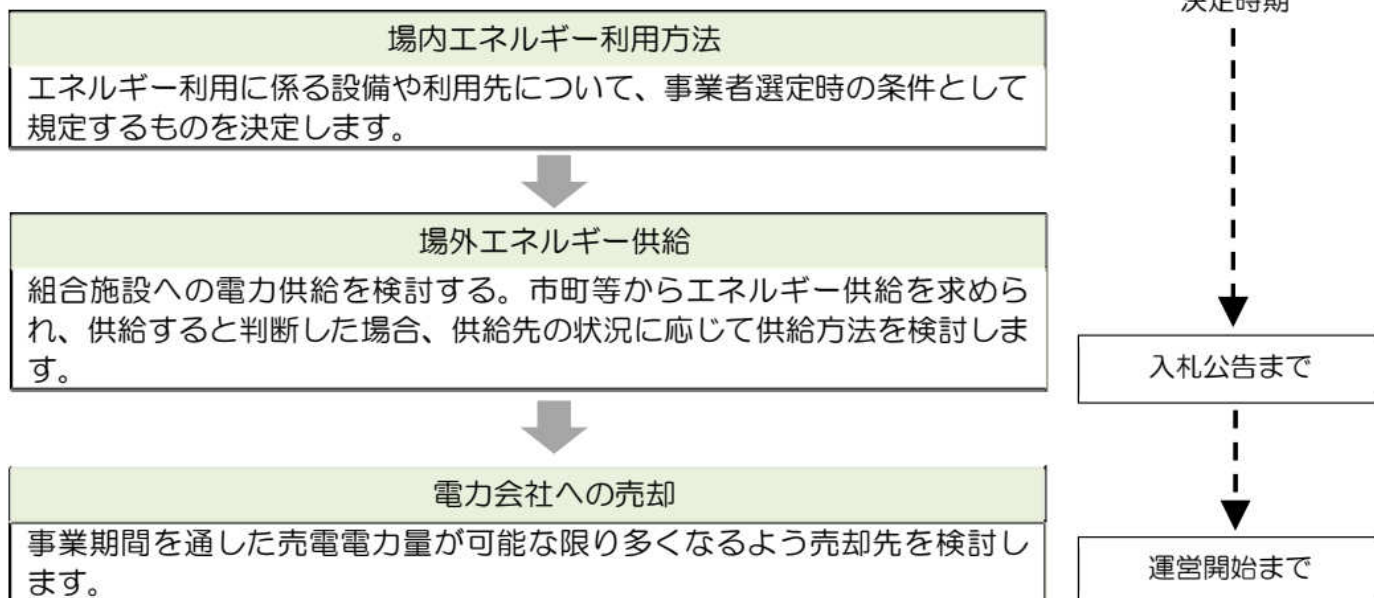
市町から要望があった場合は熱導管、あるいは電力での供給を検討します。

民間から要望があった場合は熱導管での供給を検討します。

3) エネルギー利用計画の今後の検討の流れ

📄 p51

今後の検討



次に3)エネルギー利用計画の今後の検討の流れについて説明します。
ごみ焼却エネルギーの利用については、まず初めに場内での利用について検討します。

次に場外への供給先を検討します。組合の運営する他の施設への供給や、市町等からの供給依頼があった場合の供給方法を業者選定の入札公告までに決定したいと考えています。

次に、売電先の検討については施設が完成し、運営が開始するまでに売電先を決定したいと考えています。

次に6ページ下段(5)をご覧ください。

(5) 環境学習計画

6 親しまれる

7 地域社会に貢献

📄 p54～64

- ・既存するリサイクルプラザで保有する機能（環境啓発、リユース推進、体験教室等）に加え、**見学ルート、研修室、情報閲覧コーナーなどを設けます。**
- ・施設の運営・維持管理をする**民間事業者が見学者対応を含めた環境学習についての役割を担います。**
- ・循環型社会の推進、環境問題などについて社会情勢の変化に合わせた学習の場を提供していきます。

(5)環境学習計画について説明します。

既存施設ではリサイクルプラザで環境啓発、リユース推進、体験教室等を実施していますが、新施設ではそれに加えて施設見学ルート、研修室、情報閲覧コーナー等を設け、多くの方がご利用いただけるよう計画を進めております。

次に7ページ上段(6)をご覧ください。

(6) 防災機能計画

1 安全・安心

2 安定処理

8 災害に強い

1) 防災拠点としての機能

📖 p71~73

- ・既存施設と同様に、600人を超える周辺住民の一時的な避難ができるようなスペースを2階以上に確保します。
- ・大規模災害時に近隣住民及び施設利用者が一定期間滞在でき、以下の3点を含む防災拠点機能を備えます。
 - 電力供給遮断時にも自立稼働できるシステムを構築します。
 - 備蓄品を確保します。
 - 避難生活者が利用できる男女別の浴室を設置します。

2) 防災機能計画

📖 p67

- ・1m嵩上げ（盛土）を行い、想定浸水深より0.5m高い計画地盤高とします。

(6) 防災機能計画について説明します。

1) 防災拠点の機能については現施設同様の600人規模の一時避難スペースを設けます。また、大規模災害時に一定期間滞在できる機能を備えた施設とすることとしています。

そのために、災害時には電力が遮断されても、エネルギー回収施設が自立稼働し、施設内に電力を供給できるシステムの構築や、備蓄品の確保、浴室の設置をいたします。

2) 防災機能計画については、建設候補地の一部で浸水が想定されることから、1mのかさ上げ、盛土を行い浸水対策を行います。

次に8ページ(7)をご覧ください。

- ・公園機能を設けます。
- ・老若男女が集まり、自然と触れ合え、防犯に配慮し、環境学習に繋がる方針を踏まえま
- す。
- ・災害廃棄物の仮置場として活用できるようにします。
- ・リサイクルプラザ（資源化棟、プラザ棟）は、解体せずに利用方法を検討します。



(7) 既存施設の跡地利用について説明します。

現施設解体後の跡地については多くの方が利用できるような公園機能を設けたいと考えています。なお災害時には災害廃棄物の仮置き場として活用できるようにする計画となっております。

平面図をご覧ください。斜線のエリアにある可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設は解体し、この場所へ公園機能を設ける計画となっており、南側のリサイクルプラザは解体せずに利用方法の検討を行っております。

次に9ページ上段3(1)をご覧ください。

3. エネルギー回収施設基本計画

(1) 施設概要

1 安全・安心

2 安定処理

3 経済性

p75~114、基本構想

項 目	内 容	設定方法	
施設規模	205 t/日 (102.5 t × 2 炉)	構成市町の将来のごみ処理量に加え、災害廃棄物処理を考慮して設定	既存施設
			基本構想
処理方式	ストーカ式	(2) 処理方式の評価・選定を参照	
ごみピット容量	5,500m ³	点検時における必要貯留日数(6日分)を考慮し設定	
煙突高さ	59m	周囲への排ガスの影響及び他自治体の焼却施設における事例を参考に設定(既存施設 45m)	
白煙防止装置	設置しない	(3) 白煙防止装置についてを参照	
受入設備	計 量 機 4 基 ごみ投入扉 5 基以上	既存施設の状況を参考に設定	

3. エネルギー回収施設基本計画(1)施設概要について説明します。

施設規模は日量205tとしました。1日に102.5t処理できる焼却炉を2基設置する計画としています。

処理方式は階段式の床が移動することでごみを攪拌させながら焼却するストーカ式としています。

煙突高さは既存の施設の45mよりも高い59mとしています。

白煙防止装置は後段で説明いたしますが、設置しないこととしました。

受入設備は既存施設の状況から、計量器は4基、ごみ投入扉は5基以上としました。

次に9ページ中段(2)をご覧ください。

(2) 処理方式の評価・選定

・ストーカ式を選定

ストーカ式は可動式の床で焼却する方式で、既存施設もストーカ式を採用しています。

1) プラントメーカーアンケートの結果

処理方式		プラントメーカー							
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社
技術提案受付状況		提出	提出	提出	辞退	辞退	辞退	辞退	提出
焼却方式	(ストーカ式)	○ 【推奨】	○ 【推奨】	○ 【推奨】	○	○	—	○	○ 【推奨】
	(流動床式)	○	—	—	△	—	—	—	—
熔融方式	(シャフト炉式)	—	—	○	—	—	○	—	—
	(流動床式)	—	—	—	○	—	—	—	○
焼却処理＋メタンガス化方式		—	○	—	—	○	—	○	

・依頼した8社（5つの処理方式を想定）のうち4社が辞退

・回答を得た4社は全て焼却方式（ストーカ式）を推奨

→当初から想定していた各方式の客観的な相対評価が実施できず、焼却方式（ストーカ式）そのものに対する評価を実施しました。

(2) 処理方式の評価・選定について説明します。

処理方式はストーカ式を選定しました。

ストーカ式は可動式の階段状の床が稼働することでごみが攪拌されながら焼却する方式で、既存施設と同じ処理方式です。

1) プラントメーカーアンケートの結果について説明します。

プラントメーカー8社に対し、処理方式についてのアンケートを依頼したところ、回答を得た4社の推奨が全てストーカ式でした。このことから、各方式の比較ではなく、ストーカ方式そのものに対する評価を実施しました。

2) 焼却方式（ストーカ式）の課題

- ・ごみ処理システムの一部（灰の資源化）を民間に頼ることへのリスクが溶融方式よりも大きくなります。
- 灰の資源化については、現時点で三重県内及び近隣県において外部委託による複数の処理方法及び受入先があることから、本地域が恵まれた地域性にあることを確認しました。

3) 焼却方式（ストーカ式）の強み

- ・全国的に最も多く採用されている処理方式であり、採用実績に基づく技術的な信頼性が高いです。
- ・基本方針に沿った施設を実現する上で、欠かすことのできない要素である「事業者選定時の競争性の確保」が他の方式では期待できません。

2) 焼却方式（ストーカ式）の課題について説明します。

ストーカ方式の課題として、灰の資源化があります。灰の資源化を民間に頼ることについて、溶融方式よりも若干リスクが高くなりますが、本地域には三重県内及び近隣県において複数の受け入れ先があること等から、恵まれた地域であり、リスクが低減されていることを確認しました。

次に10ページをご覧ください。

3) 焼却方式（ストーカ式）の強みについて説明します。

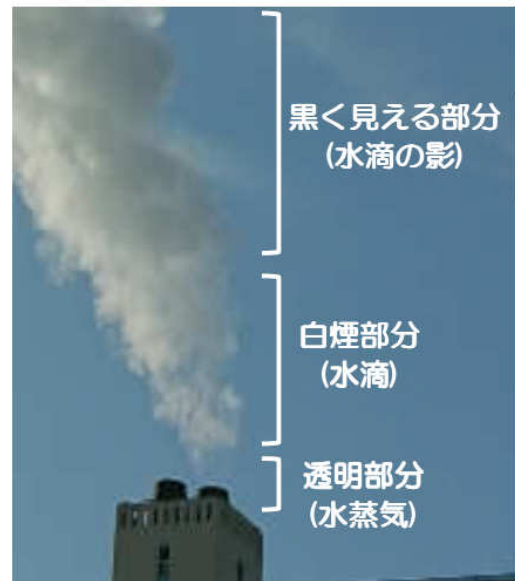
ストーカ方式は全国的に最も多く採用されており、技術的な信頼性が高い処理方式です。また、複数社が推奨していることから、他の方式では期待できない事業者選定時の競争性の確保が可能となっております。

これらのことから、ストーカ方式を選定することといたしました。

(3) 白煙防止装置について

1) 白煙とは

- ・排ガス中の水蒸気が大気で冷やされることによって白く見えます。
→冬場に吐く息が白く見えるのと同じで、気温が低い日や湿度が高い日に起きやすくなります。
- ・白煙が見える日も、白煙が見えない日も、煙突から出ているものは同じです。
→焼却によって生じる灰やすす及び有害ガスは、排ガス処理設備によって常に基準値以下に処理されています。
- ・太陽の方向によっては影ができ、黒っぽく見える場合があります。
→場所を移動して見ると、白く見えます。



2) 白煙防止装置の設置について

- ・白煙防止装置は設置しません。
→新施設では排ガス中の水分量が下がり白煙が発生しづらくなると想定されます。
→白煙は有害なものではなく、白煙防止装置の効果は視覚的なものだけです。
→発電効率を上げることで省エネルギー効果、温室効果ガス削減効果が見込めます。

(3) 白煙防止装置について説明します。

現施設の煙突から登っている白い煙は排ガス中の水蒸気が大気で冷やされることによって白く見えるものです。冬場に吐く息が白く見えるのと同じ現象で、気温が低い日や湿度が高い日に見えやすくなります。

従って、白煙が見える日も、見えない日も煙突から出ているものは同じです。焼却で生じた灰やすす、有害ガスなどは排ガス処理設備によって、基準値以下に処理されています。

黒く見える場合も、写真の様に水滴の陰が黒く見えるもので、違う位置から見ると白く見えます。

2) 白煙防止装置の設置について説明します。

白煙防止装置は温めた外気と排ガスを混ぜることで白煙を見えにくくする装置ですが、新施設では排ガス中の水分量を抑えることにより白煙が発生しづらくなると想定されること、装置の効果が視覚的なものだけであることから、白煙防止装置は導入しないこととしております。

また、発電防止装置を導入しないことで、発電効率が上がり、省エネルギー効果、温室効果ガスの削減効果が見込めることとなっております。

次に11ページ上段4(1)をご覧ください。

(1) 施設概要

2 安定処理

p117~122、基本構想

項 目	規 模			貯留容量※1
	既存施設	基本構想	基本計画	
粗大ごみ、缶・金属類、 スプレー缶、小型家電	45 t/日	15 t/日	15 t/日 ^{※2}	900 m ³
資源びん	10 t/日	6 t/日	6 t/日	150 m ³
ガラス・くずびん類、 陶磁器類	—	3 t/日	3 t/日	180 m ³
乾電池	—	0.5 t/日	0.5 t/日	—
蛍光管	—	0.5 t/日	0.5 t/日	—
ペットボトル	—	2 t/日	2.5 t/日	375 m ³
プラスチック製 容器包装	24 t/日	6 t/日	6 t/日 ^{※3}	1,125 m ³

※1：貯留日数を3日分として設定

※2：家電4品目などについては別ルートでの資源化が可能になったため、規模が縮小

※3：貯留・選別方法の最適化などにより、規模が縮小

4. マテリアルリサイクル推進施設基本計画(1)施設概要について説明します。

(1)施設概要については、表のとおりです。粗大ごみ、缶・金属類や資源びん、ガラス、くずびん、ペットボトルなどゴミの種類別に1日の処理規模や貯留容量を記載しておりますので、ご確認ください。

次に12ページ上段5(1)をご覧ください。

5. 土木建築計画

(1) 配置動線計画

1 安全・安心

8 災害に強い

p145

計画建物について

- 【①管理棟】
 - ・管理棟は処理棟と別棟とします。
 - ・施設の顔となり、利用が最も多い北側市道に面した位置に配置します。
- 【②処理棟】
 - ・各処理施設を合棟とします。
 - ・ピットを要するプラットホームを2階に設置し、プラットホームに取り付けるランプウェイを配置します。
 - ・地域住民等がごみを持ち込む場合に1箇所荷下ろしできる専用スペースを設けます。

外構計画について

- 【③構内道路】
 - ・待機車両が北側市道に溢れないようにします。
- 【④緑地帯】
 - ・建設候補地の周囲に緑地を整備します。
- 【⑤雨水調整池】
 - ・建設候補地南側に整備します。

5. 土木建築計画(1)配置動線計画について説明します。

施設は北側市道に面した位置に配置し、南側には雨水の調整池を整備する計画です。



下の平面図は配置の概略をイメージした図です。実際の施設の配置図はプラントメーカーの提案により作図されます。

構内道路の配置は施設利用者が安全に利用できるよう、わかりやすく、渋滞が生じにくいかにしたいと考えています。

次に13ページ中段(2)をご覧ください。

(2) 工事工程計画(案)

3 経 済 性

p163

項 目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
基本計画	■						
環境影響評価	■	■					
都市計画決定手続き	■	■					
事業者募集・評価・選定		■	■				
設計・建設			■	■	■	■	■
実施設計			■	■			
市道付替え工事				■			
造成工事				■	■		
施設建設				■	■	■	■
プラント建設					■	■	■
外構						■	■
試運転							■
既存施設解体							■

令和9年10月
供用開始予

時期未定

6. 施工計画(2)工事工程計画(案)について説明します。

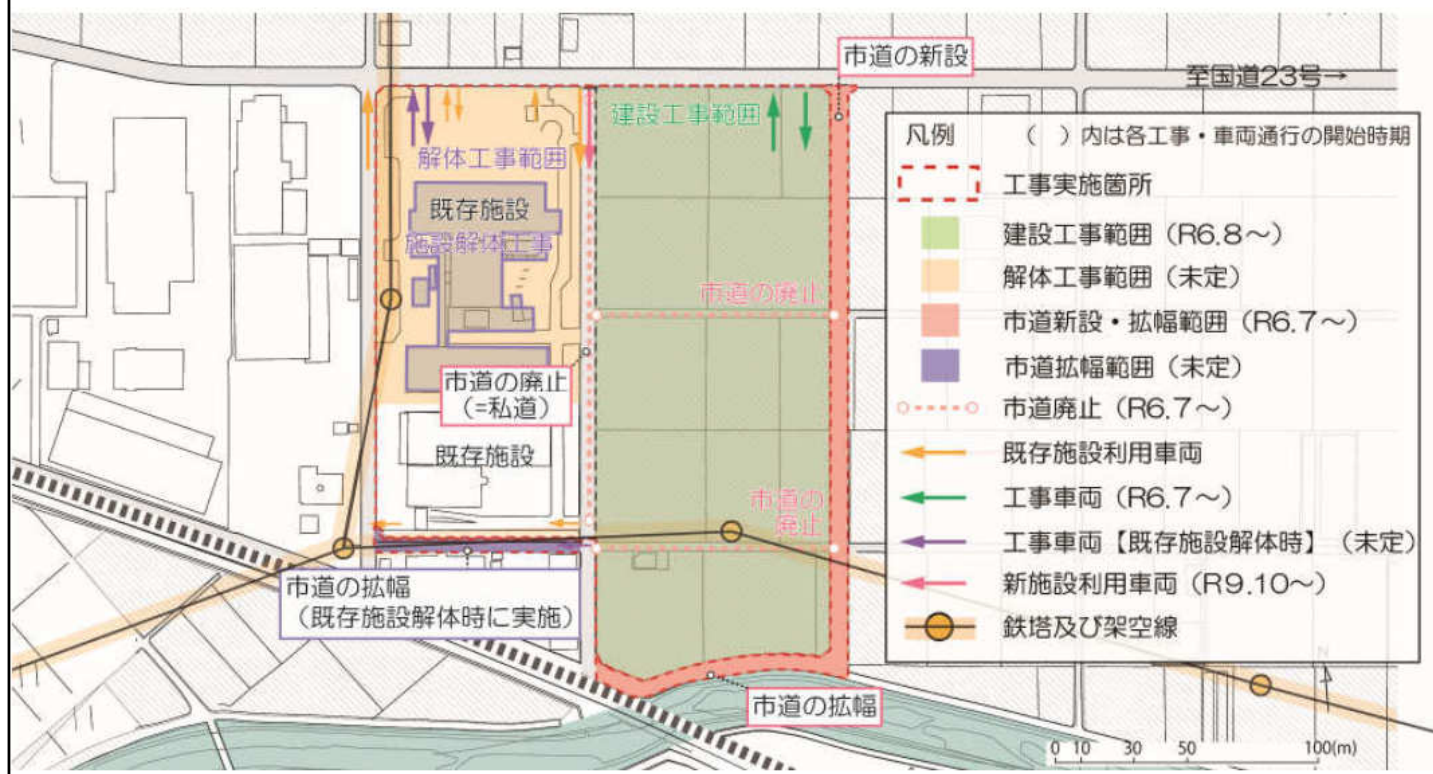
施設完成は令和9年の9月末を計画しています。なお、施設完成後は既存施設の解体を行いますが、時期は未定となっております。

(3) 工事範囲及び工事車両動線

1 安全・安心

3 経 済 性

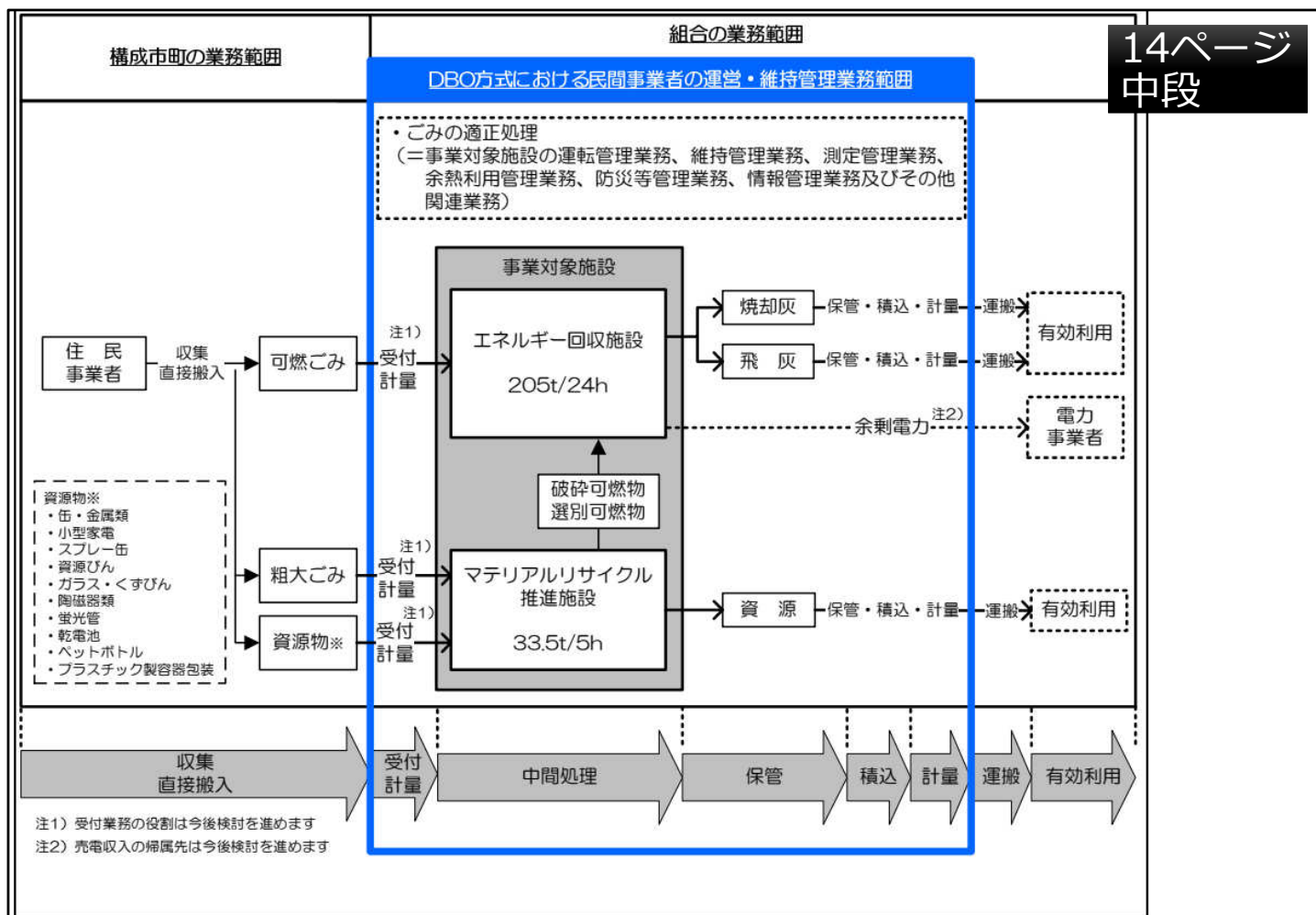
p160～162



(3) 工事範囲及び工事車両動線について説明します。

新施設の建設工事範囲は緑で着色された部分です。東側と南側は市道を新設し、新施設と既存施設に挟まれた市道は廃止します。

次に14ページ中段7(1)をご覧ください。



7運営・維持管理計画(1)運営、維持管理業務概要中段の太線で囲まれた図をご覧ください。

構成市町と組合の業務範囲を示しています。

下の矢印をご覧ください。

構成市町の業務はごみの収集から施設への搬入までとなります。

受付計量からごみの中間処理、保管、中間処理後のごみの有効利用までを組合の業務としています。

新施設の整備にあたっては、青で囲まれた部分について、組合はDBO方式で設計・建設・運営・維持管理を一括で民間業者に委託します。

次に15ページ上段(1)をご覧ください。

8. 財源計画

15ページ
上段

本計画におけるの概算事業費及び財源計画は、プラントメーカーアンケートによる回答を踏まえて算出しており、現段階の調査結果であるため、**実際の費用は、今後の社会情勢や経済情勢の変化、施設内容や運営の詳細仕様等によって変化します。**

(1) 概算事業費

3 経 済 性

📄 p173

区 分		エネルギー 回収施設	マテリアル リサイクル 推進施設	合 計	備 考
設計・建設費	①	216.7 億円	70.4 億円	287.1 億円	
交付金	②	64.6 億円	22.6 億円	87.2 億円	
交付税措置	③	57.9 億円	20.9 億円	78.8 億円	元金分のみ考慮
実質負担額	④	94.2 億円	26.9 億円	121.1 億円	
運営・維持管理費 (20 年)	⑤	155.1 億円	62.0 億円	217.1 億円	
総事業費	⑥	371.8 億円	132.4 億円	504.2 億円	①+⑤
売電収入 (20 年)	⑦	▲50.2 億円	—	▲50.2 億円	
実質負担額	⑧	199.1 億円	88.9 億円	288.0 億円	④+⑤+⑦

※ 金額はすべて税込み

8. 財源計画(1)概算事業費について説明します。

プラントメーカーのメーカーのアンケートから、設計・建設費は①の合計287.1億円、20年間の運営維持管理費は⑤の合計217.1億円としています。

交付金や20年間の売電収入50.2億円を考慮した実質負担額は⑧の合計288.0億円となります。

なお、この事業費はあくまでアンケート結果であり、今後の社会情勢の変化や仕様の内容により大きく変化します。

ご清聴ありがとうございました。

25

最後に今後の基本計画の策定までの流れについて説明します。

意見募集は9月3日まで実施します。ご意見につきましては、9月3日まで、書面にて提出いただくことができます。なお、基本計画案の内容は市役所、3町の役場のほか、各総合支所、各支所、伊勢図書館、小俣図書館、いせトピア、二見生涯学習センター、伊勢市民活動センター、伊勢広域環境組合事務所、リサイクルプラザ、また組合のホームページで確認できます。

意見募集後、10月27日には基本計画策定委員会を開催し、意見募集でいただいた意見を基に最終検討を行います。

11月頃には基本計画策定委員会から答申を受け、基本計画が策定されます。

説明については以上です。